

神奈川県 保健福祉部 監査結果について

社会福祉法人が運営する入所施設は、社会福祉法に基づいて、法人の認可元である県の監査を受けることになっています。また、介護保険サービスについても、介護保険法や自立支援法に基づいて、県の監査を受けることになっています。

監査方法は、毎年度、運営報告書類を提出するとともに、現地視察による監査を受けます。当法人の場合、現地視察による監査は社会福祉法による監査は1年おきに、介護保険法等の監査は必要時に受けています。そして、その指摘事項に対する改善措置を理事会に諮り、県に報告することになっています。

H21年度に受けた現地視察による監査結果がH21年11月に通知されました。中心子どもの家、中心荘第一特別養護老人ホームおよび中心荘第二特別養護老人ホームの運営に関して数点の指摘を受けましたので、その指摘内容と改善措置を情報開示の一環として掲載します。

\*\*\*\*\*

平成21年度 社会福祉法に基づく指導監査の結果について

- 1. 監査日時 平成21年7月15日
- 2. 監査対象 中心子どもの家  
中心荘第一特別養護老人ホーム  
中心荘第二特別養護老人ホーム
- 3. 対象期間 平成20年4月1日から監査日まで
- 4. 指導監査の指摘事項  
(1) 文書指摘事項

事業所	指摘事項と改善内容	
中心子どもの家	指摘内容	入所児童の自立を支援するための計画が作成されていない事例があったので、速やかに作成するとともに今後は留意すること。
	事実と原因	12月に入所した2名の児童について児童自立支援計画が半年間作成されていなかった。手順では途中入所児童は3ヶ月以内に作成する手順になっていたが、担当者が忘れてしまって作成していなかった。また、係長、課長、所長もそれに気づかなかった。児童自立支援計画に基づいて子どもの支援を行なうという意識が低く、支援方針・計画を紙に落とし込まないで仕事をしていた。
	改善措置	12月に入所した児童2人については6月30日の日付で既に作成されているが、監査指摘を受け、7月24日の職員会議にて児童自立支援計画の作成の意義（「なぜ、児童自立支援計画を作成するのか」）について研修を実施した。 また、途中入所児童については、課長が日報に作成期日を落とし込み、作成できたかチェックを行ない、スケジュール管理をするとともに毎月の家会議にて児童1人につき2ヶ月に1回、児童自立支援計画の内容をチェックできるしくみを新たに構築した。 「児童自立支援計画に基づいて子どもの支援を行なう」ことの意識の低さについて、今年度事業計画においても、実効性のある支援計画を作ることを目標に掲げ、関係機関としっかりと入所前にアセスメントを行なった上で作成をしている。また、カンファレンス時においても、常に児童自立支援計画の内容を確認し、それに変更があった場合は児童自立支援計画を変更し、児童自立支援計画に基づいて子どもの支援を行なう意識の定着を職員に図っている。

(2) 口頭指摘事項

事業所	指摘事項と改善内容	
中心子どもの家	指摘内容①	宿直の届出（21時～）と実態（22時～）の相違については、持ち帰って確認する。
	事実と原因	県に提出した書類に不備があり、21時入りの勤務しか記入していなかった。しかし、宿直勤務は21時入りと22時入りの2通りで労基署に提出済で、正しい回答を監査時に回答できなかったのが問題であった
	改善措置	今後、このような事がないよう資料提出時に見直しを行うと共に管理職自身が労基署に提出した労働条件をしっかりと把握し質問に回答できるようにする。また、回答できない場合は総務部へ照会する。
	指摘内容②	消防設備の故障について、対応すること。（3階の2箇所の煙感知器が作動しない）
	事実と原因	消防設備点検において煙感知器が2箇所作動しないことがわかり、消防設備点検報告に点検結果として報告されていたが、そのままになっていた。消防設備点検報告は防火管理者、所長が確認しているが、問題意識もなく確認欄に押印していた。
	改善措置	指摘された煙感知器は速やかに交換した。今後は、消防設備点検時に、防火管理者も意識を持って立ち会うと共に、所長が消防設備点検報告をよく目を通し、是正内容の把握を行ない、速やかに改善していく。
	指摘内容③	預金通帳の収支状況の定期的な確認（所長や課長の確認が望ましい）をすること。
	事実と原因	預金通帳の収支状況の確認は担当職員のみが実施していた。手順では、預金通帳の収支状況の確認は子どもの担当職員が実施する事になっていた。
	改善措置	係長、課長が定期的に預金通帳の収支状況を確認できるよう手順を改定した。現在は4ヶ月ごとに係長、課長が全児童の預金通帳を確認している。
	指摘内容④	通帳と印鑑は別保管してはいるが、他者の確認がないと出し入れができない内部牽制体制を構築すること。
	事実と原因	通帳と印鑑は別管理になっていたが、担当職員が押印し現金を引き落とせるようになっていた。「内部牽制」という意識もなく手順を作成していた。
	改善措置	係長、課長、所長の押印がないと通帳より現金を引き落とすことができないように手順を改定し、他者の確認がないと引き落としができないしくみを構築した。

事業所	指摘事項と改善内容	
中心荘第一特別 養護老人ホーム および 中心荘第二特別 養護老人ホーム	指摘内容①	第一・第二老人ホームを一人の管理宿直者が担当しているが、問題ないか持ち帰り検討するので保留としたい。
	事実と原因	事業所としては、第一・第二老人ホームは渡り廊下でつながっている一つの施設と考えています。また、第一又は第二で火災等の異常事態が発生した場合、第一、第二にダイレクトにつながっているベルがなり、異常事態発生を相互に知らせることが可能なため、指摘内容については問題なしと考えています。 （厚生省令第39号指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 第3条第9項） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消火設備その他の非常災害に対して必要な設備を設けること。</li> </ul>
	改善措置	現状で継続します。
.....	指摘内容②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第一老人ホームの2階の廊下のテーブルについて、消防署の立ち入り検査で指摘されたことはないか。災害が発生した時、避難に支障のないよう、夜間は片付ける事。</li> <li>・ 廊下の手すりの近くに椅子が設置してあり、手すりの意味がなくなる。必要のない椅子はかたづけること。</li> <li>・ 2階の食事の場所として廊下を使用しているが、廊下の雰囲気作りに配慮すること。</li> </ul>
	事実と原因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第一老人ホームの2階の廊下に設置してあるテーブルについて消防署からはとくに指摘はありません。</li> <li>・ 必要最低限の椅子を廊下手すり前に設置しておりますが、この椅子は、利用者が一休みしたり、憩いの場として他利用者と集う際に必要なため、設置しております。</li> <li>・ フルリクライニング車椅子利用者増加による食堂面積の不足、エレベータによるフロア移動等利用者への負担軽減のため食事摂取場所として2階廊下スペースを使用しています。環境整備として、照明、カーテン、ランチョンマット等に留意していますが、音楽による雰囲気作り等の配慮が求められる状況です。</li> </ul> （厚生省令第39号指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 第3条第8項） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廊下巾は1. 8メートル以上とすること。ただし、中廊下の巾は2. 7メートル以上とすること。</li> </ul>
	改善措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所としても車椅子が通過できるスペースを確保することは必要と考えますので、車椅子が通過できるスペースは常時確保していきます。</li> <li>・ 廊下の椅子の設置は、常時、利用者の状況を考慮し設置数を見直し、最低限の数の椅子の設置とします。</li> <li>・ 廊下を食事の場所とするために、カーテンの活用、柔らかい照明の使用の継続、更に明るい色の使用、音楽等にも配慮していきます。</li> </ul>
.....	指摘内容③	第一老人ホーム浴室の清掃用洗剤が浴槽の近くに置かれたままであった。事故の未然防止から、洗剤の整理をし、清掃用洗剤は使用時のみ出すこと。
	事実と原因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護職員は機械浴室のラックに清掃用洗剤を保管していましたが、利用者が近寄れない場所に設置していたため問題と捉えていませんでした。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・（厚生省令第39号指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 第3条第3項） 要介護者が入浴するのに適したものとすること。</li> </ul>
	改善措置	清掃用洗剤を保管するラックの置き場所を倉庫に移動し、使用時のみ浴室に持参することを介護職員に周知し指導していきます。
	指摘内容④	第一老人ホーム7丁目食堂に、「7丁目」と記載されたヘアブラシが放置されていました。共用のヘアブラシの利用は、感染症予防の観点から改善すること。
	事実と原因	<p>事業所職員は、共用のヘアブラシが原因による感染症に対する認識の希薄さから、ヘアブラシを共用で使用することを特に問題と捉えておりませんでした。</p> <p>（厚省令第39号指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 第27条第1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行わなければならない。</li> </ul>
	改善措置	個人用のヘアブラシは利用者個人に購入していただき共用を中止いたしました。「入所の案内」にも明記し、今後も利用者ごとのヘアブラシの使用としていきます。
	指摘内容⑤	第一・第二老人ホーム汚物処理室について、汚染区域と衛生区域を明確にわけること。
	事実と原因	<p>事業所職員は、汚染区域と衛生区域を明確に識別し使用しなければ衛生上問題が生じるという認識が薄く、衛生区域に保管すべき物品の管理が行き届いていませんでした。</p> <p>（厚省令第39号指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 第27条第1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行わなければならない。</li> </ul>
	改善措置	汚物処理室に新たに収納棚を設置し、汚染区域と衛生区域をカーテンと粘着テープで明確にわけ、それぞれに該当する物品を保管するようにします。